

企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成20年9月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県企業局管理規程第3号

企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業局企業職員の給与に関する規程（昭和41年鳥取県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>（住居手当の適用除外職員等）</p> <p>第7条 条例第4条の3第1号の企業管理規程で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>（3）国、他の地方公共団体、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人又はその他特別の法律により設置された法人で知事（鳥取県企業局事務決裁規程（平成5年鳥取県企業管理規程第5号）第6条の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和41年鳥取県条例第37号）第3条の規定により設置された鳥取県企業局の長又は鳥取県企業局組織規程（平成5年鳥取県企業管理規程第4号）第4条の規定により設置された経営企画課の長。以下同じ。）が定めるものから貸与された職員宿舍に居住している職員</p> <p>（4）略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 条例第4条の3第3号の企業管理規程で定める職員は、次条の規定に該当する職員で、同条に規定する満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同条に規定する異動又は公署の移転（国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。）、職員以外の地方公務員又は国家公務員退職手当法施行令第9条の2各号に掲げる法人、職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）第9条第5項第2号に規定する地方公社その他知事がこれらに準ずる法人であると認める</p>	<p>（住居手当の適用除外職員等）</p> <p>第7条 条例第4条の3第1号の企業管理規程で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>（3）国、他の地方公共団体、<u>公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫若しくは</u>国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人又はその他特別の法律により設置された法人で知事（鳥取県企業局事務決裁規程（平成5年鳥取県企業管理規程第5号）第6条の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和41年鳥取県条例第37号）第3条の規定により設置された鳥取県企業局の長又は鳥取県企業局組織規程（平成5年鳥取県企業管理規程第4号）第4条の規定により設置された経営企画課の長。以下同じ。）が定めるものから貸与された職員宿舍に居住している職員</p> <p>（4）略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 条例第4条の3第3号の企業管理規程で定める職員は、次条の規定に該当する職員で、同条に規定する満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同条に規定する異動又は公署の移転（国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。）、職員以外の地方公務員又は<u>公庫の予算及び決算に関する法律第1条に規定する公庫、</u>国家公務員退職手当法施行令第9条の2各号に掲げる法人、職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）第9条第5項第2号に規定する地</p>

ものに使用される者であった者から引き続き条例の適用を受ける職員となった者にあつては、当該適用)の直前の住居であった住宅(前項に規定する公舎、住宅及び職員宿舎を除く。)又はこれに準ずるものとして知事の定める住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているものとする。

方公社その他知事がこれらに準ずる法人であると認めるものに使用される者であった者から引き続き条例の適用を受ける職員となった者にあつては、当該適用)の直前の住居であった住宅(前項に規定する公舎、住宅及び職員宿舎を除く。)又はこれに準ずるものとして知事の定める住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているものとする。

#### 附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。